

徳島県インバウンド等対応タクシーサービス導入推進事業費補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、徳島県内のタクシー利用に係る利便性の向上及びデジタル化の推進により誰もが安心してタクシーを利用できる環境を整備するとともに、タクシー事業者等の経営改善を図るため、タクシー事業者等が行う移動等円滑化の推進に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号の定めるところによる。

(1) タクシー事業者等

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者及びこれらの者を構成員に含む団体をいう。

(2) ユニバーサルデザインタクシー

標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号）に基づく認定を受けたタクシーをいう。

(補助対象経費)

第3条 この補助金の補助対象経費は、徳島県内に事業所等を有するタクシー事業者等が行う移動等円滑化の推進に係る取組（以下「移動等円滑化推進事業」という。）に要する経費とし、その内容は別表の「補助対象経費」のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は、補助の対象としない。

(補助率等)

第4条 補助率は、別表のとおりとする。

2 補助金の上限額は、補助対象経費から国の補助する額等を差し引いた額と別表の「上限額」を比較していずれか少ない方を上限とする。

3 前2項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

(対象期間)

第5条 補助対象とする事業期間は、令和8年2月13日から令和9年2月

28日までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条の交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第2-1号、様式第2-2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 誓約書(様式第4号)
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 補助金の交付の申請をするに当たって、補助事業実施主体において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)がある場合は、これを交付申請額から減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- (1) 交付を受けた補助金については、移動等円滑化の推進に資する目的に従って、効率的な運用を図ること。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (3) 知事の承認を受けて財産処分を行う場合には、補助金の全部又は一部を県に返還させることがあること。

(軽微な変更)

第8条 規則第5条第1項第1号の知事の定める軽微な変更とは、各経費相互間において、それぞれの経費の配分額の20パーセントの範囲内での変更とする。

2 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、補助事業の目的を変更しない事業計画の細部な変更とする。

(変更の承認の申請等)

第9条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業変更(中止・廃止)計画書
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第10条 規則第11条の実績報告書は、様式第6号による。

2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績報告書(様式第7-1号、様式第7-2号)
- (2) 収支決算書(様式第8号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月10日のいずれか早い期日までにしなければならない。

4 第6条第3項ただし書により交付の申請を行った補助事業者は、第1項の実績報告書の提出前に当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額するよう手続を行うものとする。

5 第6条第3項ただし書により交付の申請を行った補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税等の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合においては、当該金額を様式第9号により、速やかに知事に報告しなければならない。

6 前項の場合において、知事は、補助金を返還させることが相当であると認めるときは、補助事業者に対して、当該消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の請求)

第11条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第10号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第12条 知事は補助事業者に対して、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(書類の保管)

第13条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(財産処分の制限)

第14条 規則第17条第2号の知事が定める財産は、取得価格の単価が50万円以上のものとする。

- 2 規則第17条ただし書きの知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数とする。
- 3 規則第17条に規定する知事の承認を受けようとする者は、財産処分承認申請書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、規則第17条の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があるとき又は当該財産に未償却残高が存するときは、その収入若しくは未償却残高の全部又は一部を県に納付させることがある。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月13日から施行する。

別表

区分	補助対象経費	補助率	上限額
ユニバーサル デザインタク シー	(1) ユニバーサルデザインタクシー の導入に係る経費 (2) その他知事が移動等円滑化の推 進に必要と認める経費	2分の1 以内	1台当た り1,500 千円
配車アプリ・ キャッシュレ ス決済機器・ 多言語対応	(1) 配車アプリ及び配車アプリと連 携した運行管理システム等の導入 に係る経費 (2) 上記(1)の導入に伴うデジタル 化並びにシステム化のための技術 研修及び調査等に要する経費(人 件費を除く。) (3) キャッシュレス決済機器の導入 に要する経費 (4) 多言語対応に要する経費 (5) その他知事が移動等円滑化の推 進に必要と認める経費	2分の1 以内	補助事業 者ごとに 1,000千 円

様式第1号（第6条関係）

（番 号）
年 月 日

徳島県知事 殿

住所
名称

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第3条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業名 年度徳島県インバウンド等対応タクシーサービス
導入推進事業

2 交付申請額 金 円
(内訳)

補助対象	数量	交付申請額
ユニバーサルデザインタクシー	台	円
配車アプリ等	台	円
キャッシュレス決済機器	台	円
多言語対応	台(個)	円

3 事業完了予定年月日
年 月 日

4 関係書類

- (1) 事業計画書（様式第2-1号、様式第2-2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

5 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）
氏名 連絡先

様式第3号（第6条、第9条関係）

（当初・変更）収支予算書

（1）収入

（単位：円）

項目	予算額	備考
徳島県補助金		
国等からの補助金		
自己資金		
借入金		
その他		
合計		

（注）合計額は「（2）支出」の合計額と一致させること。

（2）支出

（単位：円）

区分	予算額	積算内訳
合計		

（注）各区分の金額については、補助対象経費の額を記載すること。

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

徳島県知事 殿

誓 約 書

住所

名称

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

当社は、徳島県インバウンド等対応タクシーサービス導入推進事業費補助金の申請を行うにあたり、次の内容について、すべて誓約します。

この誓約書の内容と事実が反することが判明した場合には、当該事実に関して徳島県が行う一切の措置に対して異議の申し立てを行いません。

当社は、補助対象事業者としての申請要件を満たすほか、その他の申請要件を全て満たしています。	<input type="checkbox"/>
申請内容に虚偽が判明した場合は、補助金の返還及び加算金の支払いに応じます。	<input type="checkbox"/>
徳島県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合には、これに応じます。	<input type="checkbox"/>
補助対象となっている物品の調達や公示の見積書作成・契約に際し、不正はありません。取得財産や経理等関係書類については、要領に基づき適切に整備保管・管理します。	<input type="checkbox"/>
自己又は自社若しくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次に掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。 (1)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業 (2)総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 (3)暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者 (4)その他前各号に準ずる者	<input type="checkbox"/>
当社（個人である場合は私）は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行いません。 (1)暴力的な要求行為 (2)法的な責任を超えた不当な要求行為 (3)取引に関し、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 (4)風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為	<input type="checkbox"/>
この誓約書の内容について、徳島県が徳島県警察本部に照会することを承諾します。	<input type="checkbox"/>
要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金の交付を受けた事業者名等の情報を公表されることに同意します。	<input type="checkbox"/>
（ユニバーサルデザインタクシーを導入する場合で、同意をいただける場合に☑すること）申請内容について、自動車販売事業者へ確認することを承諾します。	<input type="checkbox"/>

様式第5号（第9条関係）

（番 号）
年 月 日

徳島県知事 殿

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

に要する経費の配分の変更

補助事業 の内容の変更 の承認を受けたいので、徳島県インバ
ウインド等対応タクシーサービス導入推進事業費補助金交付要綱第9条の規定
の中止（廃止）

により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業名 年度徳島県インバウインド等対応タクシーサービス
導入推進事業

2 補助金の交付の指令番号
年 月 日付け徳島県指令 第 号

3 変更交付申請額 金 円
（内訳）

補助対象	数量	変更交付申請額
ユニバーサルデザインタクシー	台	円
配車アプリ等	台	円
キャッシュレス決済機器	台	円
多言語対応	台(個)	円

4 関係書類

- （1）事業変更（中止・廃止）計画書
- （2）収支予算書（様式第3号）
- （3）その他知事が必要と認める書類

5 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）
氏名 連絡先

様式第6号（第10条関係）

（番 号）
年 月 日

徳島県知事 殿

住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

実績報告書

補助事業が完了したので、徳島県補助金交付規則第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助事業名 年度徳島県インバウンド等対応タクシーサービス
導入推進事業

2 補助金の交付の指令番号
年 月 日付け徳島県指令 第 号

3 実績報告額 金 円
（内訳）

補助対象	数量	実績報告額
ユニバーサルデザインタクシー	台	円
配車アプリ等	台	円
キャッシュレス決済機器	台	円
多言語対応	台(個)	円

4 事業完了年月日
年 月 日

5 関係書類

- （1）事業実績報告書（様式第7-1号、様式第7-2号）
- （2）収支決算書（様式第8号）
- （3）その他知事が必要と認める書類

6 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）
氏名 連絡先

様式第7-1号（第10条関係）

事業実績報告書（ユニバーサルデザインタクシー）

補助対象事業者名		
担当者	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

使用の本拠の位置	
導入したユニバーサルデザイン タクシー ※「標準仕様ユニバーサルデザインタクシ ー認定型式一覧」を参照して記載	メーカー： 認定番号： 車名： 型式： 台数：
着手日 及び 事業完了日	着手： 年 月 日
	完了： 年 月 日
総事業費 ※カッコ内は、1台当たりの額	円 (円/台)
補助対象経費 ※カッコ内は、1台当たりの額 ※消費税及び地方消費税の額を除いた額	円 (円/台)
補助対象経費×補助率（1/2） ※カッコ内は、1台当たりの額 ※千円未満切り捨て	円 (円/台)
補助金実績額 ※上限は1台当たり1,500千円。ただし、 補助対象経費から国の補助する額等を差 し引いた額と1,500千円を比較してい ずれか少ない方を上限とする。 ※カッコ内は、1台当たりの額 ※千円未満切り捨て	円 (円/台)
本補助金以外に受ける補助金等 の名称及び金額 ※複数ある場合には行を追加	補助金等の名称：
	補助金等額： 円

(注) 補助対象となる導入自動車ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の自動車を複数導入する場合
にあっては、それらを1枚にまとめることができる。

様式第8号（第10条関係）

収支決算書

(1) 収入

(単位：円)

項目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (A)-(B)	備考
徳島県補助金				
国等からの補助金				
自己資金				
借入金				
その他				
合計				

(注) 合計額は「(2) 支出」の合計額と一致させること。

(2) 支出

(単位：円)

区分	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (A)-(B)	決算額の積算内訳
合計				

(注) 各区分の金額については、補助対象経費の額を記載すること。

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

徳島県知事 殿

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

徳島県インバウンド等対応タクシーサービス導入推進事業費補助金交付要綱
第10条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助事業名 年度徳島県インバウンド等対応タクシーサービス導入
推進事業
- 2 補助金の交付の指令番号
年 月 日付け徳島県指令 第 号
- 3 補助金の額の確定
年 月 日付け 第 号
- 4 規則第12条の規定に基づく補助金の額の確定額
金 円
- 5 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税相当額
金 円
- 6 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 7 補助金返還相当額（3－2）
金 円

様式第11号（第14条関係）

（番 号）
年 月 日

徳島県知事 殿

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

財産処分承認申請書

補助金により取得した財産を処分したいので、徳島県インバウンド等対応タクシーサービス導入推進事業費補助金交付要綱第14条第3項の規定に基づき、次のとおり申請します。

- 1 補助事業名 年度徳島県インバウンド等対応タクシーサービス
導入推進事業
- 2 補助金の交付の指令番号
年 月 日付け徳島県指令 第 号
- 3 品名
- 4 取得年月日
- 5 取得価格及び未償却残高
- 6 処分の方法
- 7 処分の理由
- 8 処分予定価格
- 9 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）
氏名 連絡先